

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 3月31日

木 曜 日

号 外(2)

目 次

規 則

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第15条第1項の特定事業主等を定める規則 1
- 富山県総合デザインセンター条例施行規則の一部を改正する規則 2

規 則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第15条第1項の特定事業主等を定める規則を次のように定め、公布する。

平成28年 3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第20号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第15条第1項の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第 318号）第1条第2項の規定により規則で定めることとされている女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で政令で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、同令第1条第2項の規則で定める職員は、それぞれ同表の右欄に掲げる職員とする。

知事	知事が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
人事委員会	人事委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員

海区漁業調整委員会	海区漁業調整委員会が任命する職員
内水面漁場管理委員会	内水面漁場管理委員会が任命する職員
公営企業管理者	公営企業管理者が任命する職員

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県総合デザインセンター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第21号

富山県総合デザインセンター条例施行規則の一部を改正する規則

富山県総合デザインセンター条例施行規則（平成11年富山県規則第61号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「（第4条関係）」を「（第2条関係）」に改める。

別表1の3の表中

石膏モデル造形機	1式1時間 につき	750円に石膏モデルの出力1立方センチメートルにつき50円を加算した額
----------	--------------	-------------------------------------

を

石膏モデル造形機	1式1時間 につき	750円に石膏モデルの出力1立方センチメートルにつき50円を加算した額
高精細3Dプリンター（紫外線硬化樹脂）	1式1時間 につき	850円に造形材料1グラムにつき40円及びサポート材料1グラムにつき20円を加算した額

高精細 3 D プリンター (ワックス)	1 式 1 時間 につき	1,190 円に造形材料 1 グラムに つき 80 円及びサポート材料 1 グ ラムにつき 20 円を加算した額
----------------------	-----------------	--

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別記様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県総合デザインセンター条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(商工企画課)

